

令和5年3月24日  
教育改革課

## 令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験について

### 1 採用予定人数 ( )内は令和5年度採用

学校種 職種	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計
教諭	410 (400)	280 (280)	130 (130)	100 (90)	21 (14)	3 (4)	944 (918)
実習助手			2 (3)	1 (2)			3 (5)

### 2 出願期間 (出願方法：電子申請のみ)

#### (1) 教諭、養護教諭、栄養教諭

令和5年4月7日(金)～令和5年4月28日(金)午後5時まで

#### (2) 実習助手

令和5年7月10日(月)～令和5年7月14日(金)午後5時まで

### 3 試験期日、試験会場及び内容

#### (1) 教諭、養護教諭、栄養教諭

- 第1次試験 令和5年6月25日(日)  
水戸会場、東京会場、仙台会場、名古屋会場、大阪会場、福岡会場  
教職専門、専門教科
- 第2次試験 第1日目 令和5年8月18日(金)  
第2日目 令和5年8月19日(土)  
第3日目 令和5年8月20日(日)  
水戸会場  
小論文、集団討論、個人面接、口述試験(英語)、  
実技試験(音楽、美術、書道、技術、家庭、保健体育)

#### (2) 実習助手

- 試験 令和5年9月10日(日)  
水戸会場  
一般教養、作文、個人面接

### 4 結果の通知

#### (1) 第1次試験

令和5年7月19日(水)(予定)に本人あて通知するとともに、県教育委員会のホームページに掲載する。

#### (2) 第2次試験

令和5年9月29日(金)(予定)に本人あて通知するとともに、県教育委員会のホームページに掲載する。

## 5 主な変更点

- (1) 一般選考の志願者の特例として、「小学校担任経験者による第1次試験の免除」を新設
- (2) 一般選考の志願者の特例のうち、「英語の資格による一部試験の免除」の内容を拡充

区 分	令和6年度採用	令和5年度採用
高等学校教諭	実用英語技能検定1級合格者等 ※ 1次試験の <u>全て</u> 及び 2次試験の口述試験を免除	実用英語技能検定1級合格者等 ※ 1次試験の <u>専門教科</u> 及び 2次試験の口述試験を免除
高等学校教諭	実用英語技能検定準1級合格者等 ※ 1次試験の専門教科を免除	/
中学校教諭 高等学校教諭	資格要件に「IELTS」を追加	/

- (3) 加点制度の拡充
  - ① 高等学校教諭について、特別支援学校教諭の普通免許状所持者に加点（5点）を追加
  - ② 特別支援学校教諭について、以下を追加（各10点）
    - ・ 知的・肢体不自由・病弱以外の視覚又は聴覚の領域の普通免許状を有する方
    - ・ 特別支援学校自立教科又は自立活動の普通免許状を有する方 など

## 6 戦略的な広報活動

- (1) 教員採用特設サイトの公開【新規】
- (2) オンライン企業説明会への出演（R5.3.14）【新規】
  - ※ ワンキャリアライブ（YouTubeにてアーカイブ配信）
- (3) 大学等への広報ポスターの送付【新規】
- (4) 教員選考試験対策情報誌への広告掲載【継続】
- (5) 県外会場周辺大学でのオンライン説明会の開催【拡充】

## 第35号議案

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条の2の前の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を削る。

第7条の3中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「」第2条第2項」を「。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を第7条の2とする。

第8条第2項を次のように改める。

2 技能労務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に当該技能労務職員に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第8条に次の4項を加える。

3 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額は、調整基本額に当該定年前再任用短時間勤務職員に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる技能労務職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その職務の級に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員 当該技能労務職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第7に掲げる額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第7の2に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調整額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

付則に次の2項を加える。

8 当分の間、技能労務職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該技能労務職員の給料月額は、一般職員の例による。この場合において、第8条第4項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」と、同項第1号中「額」とあるのは「額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とし、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年茨城県教育委員会規則第2号）付則第4項中「減

じた額」とあるのは「減じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。）」とする。

- 9 現業職給料表（一）の適用を受ける技能労務職員であつて、当該技能労務職員の職務の級及び号給に応じた給料月額が、当該技能労務職員に適用される最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に当該技能労務職員の1年間における1月平均所定労働時間数を乗じて得た額を、当該技能労務職員に支給される地域手当の級地の区分に応じた割合に1を加えて得た数で除して得た額（以下この項及び別表第1において「最低賃金月額」という。）に満たないものの給料月額は、当分の間、第2条から第7条の2までの規定にかかわらず、現業職給料表（一）の当該技能労務職員の職務の級の欄に掲げる額のうち、最低賃金月額（最低賃金月額と同じ額がないときは、最低賃金月額の直近上位の額）とする。

別表第1の1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項及び備考を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 1 この表は、現業職給料表（二）の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

- 2 この表の適用を受ける技能労務職員であつて、給料月額が最低賃金月額に満たないものの給料月額は、付則第9項に定める額とする。

別表第1の2の表再任用職員以外の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	220,300	250,300	253,700	279,700

別表第5の1の表中

57	を	56	に、
57			
57			
57			
57			
58			
58			
58			
58			
59			
59			
59			
59			
60			
60			
61			

42	41
43	42
44	42
45	43

45
46
46
47
47
48
48
49
50

を

43
44
44
45
46
47
48
49
50

に、

54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60

を

53
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57
58
58
59
59

に改め、別表第5の2の表中

1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
17

を

2
3
4
5
5
6
6
7
7
8
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
17

に、

26
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
30
31
32

を

25
26
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27
27
27
28
28
28
28
28
28
29

に、

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36

を

29
30
30
31
31
32
32
33
34
35

に、

38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44

を

37
38
38
38
39
39
39
40
40
40
41
41
42
42
43
43

に、

46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
51
51
51
51
51
52

を

45
46
46
46
46
46
47
47
47
47
48
48
48
48
49
49
49
49
50
50
50
50
50
51
51
51
51
51
51

に改める。

別表第7中「第8条第2項」を「第8条第4項第1号」に改め、「(1号給の者にあつては5,953円, 2号給の者にあつては5,994円)」を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第7の2 給料の調整基本額表(第8条第4項第2号関係)

現業職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,800 円
2 級	6,100 円
3 級	6,700 円
4 級	7,300 円
5 級	8,200 円

付 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定及び別表第7の改正規定(「(1号給の者にあつては5,953円, 2号給の者にあつては5,994円)」を削る部分に限る。)並びに付則第2項から第4項まで及び第9項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 令和4年4月1日からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給がこの規則による改正前の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とする。
- 施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技

能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

- 5 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。第8項において「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された技能労務職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この規則による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下この項から第8項までにおいて「改正後の規則」という。）第3条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員で常時勤務を要する職を占めるもの（次項において「暫定再任用常時勤務職員」という。）は、改正後の規則第3条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第3条第1項及び第2項並びに第8条第4項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員の給料月額を、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の規則第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の規則第3条第2項の規定により当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 8 改正後の規則第8条第1項の規定により給料の調整を行う職を占める暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項及び第6条第1項の規定により採用された職員に限る。）である技能労務職員の給料の調整額の支給については、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。
- 9 前6項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

令和5年3月24日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

国の昇格時号給対応表の改正及び「知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則」の一部改正に準じて、所要の改正をしようとするもの。



茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(初任給等)</p> <p>第3条 新たに技能労務職員となつた者(法第22条の4第1項 _____ の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。第3項において同じ。)の職務の級は、その者に適用される給料表に応じ、現業職給料表(一)又は現業職給料表(二)の1級に決定する。</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員の職務の級は、級別基準職務表において当該職務の属する職務の級に決定する。</p> <p>3～5 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第7条の2 定年前再任用短時間勤務職員 _____ の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得</p>	<p>(初任給等)</p> <p>第3条 新たに技能労務職員となつた者(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員 _____ 」という。))を除く。第3項において同じ。)の職務の級は、その者に適用される給料表に応じ、現業職給料表(一)又は現業職給料表(二)の1級に決定する。</p> <p>2 再任用職員 _____ の職務の級は、級別基準職務表において当該職務の属する職務の級に決定する。</p> <p>3～5 略</p> <p>(再任用職員 _____ の給料月額)</p> <p>第7条の2 再任用職員 _____ の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員 _____ の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第7条の3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)_ の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額 _____ に、職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号 _____ )第2条第2項の規定により定められたその者 _____ の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第8条 給料の調整を行う技能労務職員の職は、給料の調整額の適用区分表(別表第6)の勤務課所欄に掲げる勤務課所に勤務する同表の技能労務職員欄に掲げる技能労務職員の占める技能労務職員の職とする。</p> <p>2 技能労務職員の給料の調整額は、当該技能労務職員に適用される給料表及び職務の級に応じて給料の調整基本額表(別表第7)に掲げる調整基本額に、その者に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第8条 給料の調整を行う技能労務職員の職は、給料の調整額の適用区分表(別表第6)の勤務課所欄に掲げる勤務課所に勤務する同表の技能労務職員欄に掲げる技能労務職員の占める技能労務職員の職とする。</p> <p>2 技能労務職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額に当該技能労務職員に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額は、調整基本額に当該定年前再任用短時間勤務職員に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、勤務割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第8条 給料の調整を行う技能労務職員の職は、給料の調整額の適用区分表(別表第6)の勤務課所欄に掲げる勤務課所に勤務する同表の技能労務職員欄に掲げる技能労務職員の占める技能労務職員の職とする。</p> <p>2 技能労務職員の給料の調整額は、当該技能労務職員に適用される給料表及び職務の級に応じて給料の調整基本額表(別表第7)に掲げる調整基本額に、その者に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(新設)</p>

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる技能労務職員の区分に応じ、当該各号に定める額(当該額が給料月額(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その職務の級に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。

(新設)

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員 当該技能労務職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第7に掲げる額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第7の2に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

(新設)

6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調整額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(新設)

付 則

付 則

1～7 略

1～10 略

8 当分の間、技能労務職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該技能労務職員の給料月額は、一般職員の例による。この場合において、第8条第4項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50

(新設)

円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」と、同項第1号中「額」とあるのは「額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とし、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成26年茨城県教育委員会規則第2号)付則第4項中「減じた額」とあるのは「減じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。）」とする。

9 現業職給料表(一)の適用を受ける技能労務職員であつて、当該技能労務職員の職務の級及び号給に応じた給料月額が、当該技能労務職員に適用される最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に当該技能労務職員の1年間における1月平均所定労働時間数を乗じて得た額を、当該技能労務職員に支給される地域手当の級地の区分に応じた割合に1を加えて得た数で除して得た額(以下この項及び別表第1において「最低賃金月額」という。)に満たないものの給料月額は、当分の間、第2条から第7条の2までの規定にかかわらず、現業職給料表(一)の当該技能労務職員の職務の級の欄に掲げる額のうち、最低賃金月額(最低賃金月額と同じ額がないときは、最低賃金月額の直近上位の額)とする。

別表第1 給料表(第2条第1項関係)

別表第1 給料表(第2条第1項関係)

1 現業職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600

1 現業職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600

26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400

26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100	再任用 職員以 外の職 員	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800		57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600		58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400		59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100		60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800		61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500		62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200		63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900		64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500		65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000		66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500		67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000		68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400		69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	215,800	253,100	282,500	311,300			70	215,800	253,100	282,500	311,300	
	71	216,100	253,500	283,300	311,800			71	216,100	253,500	283,300	311,800	
	72	216,400	253,900	284,000	312,300			72	216,400	253,900	284,000	312,300	
	73	216,600	254,100	284,800	312,600			73	216,600	254,100	284,800	312,600	
	74	217,000	254,500	285,500	313,100			74	217,000	254,500	285,500	313,100	
	75	217,400	255,000	286,300	313,600			75	217,400	255,000	286,300	313,600	
	76	218,000	255,500	287,100	314,000			76	218,000	255,500	287,100	314,000	
	77	218,200	255,800	287,700	314,200			77	218,200	255,800	287,700	314,200	
	78	218,700	256,200	288,200	314,500			78	218,700	256,200	288,200	314,500	
	79	219,100	256,700	288,700	314,800			79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100		80	219,500	257,200	289,100	315,100			
81	220,000	257,500	289,500	315,400		81	220,000	257,500	289,500	315,400			
82	220,300	257,800	289,900	315,700		82	220,300	257,800	289,900	315,700			
83	220,600	258,100	290,400	316,000		83	220,600	258,100	290,400	316,000			
84	221,000	258,400	290,900	316,300		84	221,000	258,400	290,900	316,300			

85	221,500	258,600	291,300	316,500		85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900		86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200		87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400		88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600		89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900		90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200		91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500		92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700		93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000		94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300		95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500		96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700		97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000		98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300		99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500		100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700		101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200			102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500			103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800			104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100			105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500			106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900			107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300			108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600			109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000			110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400			111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700			112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900			113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200			114	233,100	266,300	303,200		

115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		193,600	204,700	223,200	244,000
				244,000	274,700

備考 1 この表は、現業職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用 職員		193,600	204,700	223,200	244,000
				244,000	274,700

備考 この表は、現業職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。ただし、会計年度任用職員である技能労務職員を除く。

2 この表の適用を受ける技能労務職員であつて、給料月額が最低賃金月額に満たないものの給料月額は、付則第9項に定める額とする。

## 2 現業職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	158,500	218,000	265,700	276,200
	2	159,800	221,600	267,100	278,000
	3	161,100	225,200	268,600	279,800
	4	162,400	228,800	270,300	281,600
	5	163,500	232,300	271,700	282,900
	6	165,000	234,500	273,600	284,800
	7	166,700	236,500	275,300	286,600
	8	168,300	238,600	276,800	288,400
	9	172,400	240,600	277,900	289,500
	10	174,300	242,600	279,700	291,900
	11	176,200	244,700	281,400	294,100
	12	178,100	246,800	283,100	296,200
	13	179,900	249,000	284,300	298,400
	14	182,200	250,900	285,800	300,900
	15	184,700	252,800	287,300	303,100
	16	187,000	254,600	288,800	305,400
	17	189,400	256,200	289,900	307,600
	18	191,900	258,100	291,300	309,800
	19	194,300	259,900	292,500	311,900
	20	196,900	261,800	293,800	313,800
	21	199,200	263,400	294,900	315,800
	22	201,600	265,300	296,100	316,700
	23	204,000	267,200	297,600	317,700

## 2 現業職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	158,500	218,000	265,700	276,200
	2	159,800	221,600	267,100	278,000
	3	161,100	225,200	268,600	279,800
	4	162,400	228,800	270,300	281,600
	5	163,500	232,300	271,700	282,900
	6	165,000	234,500	273,600	284,800
	7	166,700	236,500	275,300	286,600
	8	168,300	238,600	276,800	288,400
	9	172,400	240,600	277,900	289,500
	10	174,300	242,600	279,700	291,900
	11	176,200	244,700	281,400	294,100
	12	178,100	246,800	283,100	296,200
	13	179,900	249,000	284,300	298,400
	14	182,200	250,900	285,800	300,900
	15	184,700	252,800	287,300	303,100
	16	187,000	254,600	288,800	305,400
	17	189,400	256,200	289,900	307,600
	18	191,900	258,100	291,300	309,800
	19	194,300	259,900	292,500	311,900
	20	196,900	261,800	293,800	313,800
	21	199,200	263,400	294,900	315,800
	22	201,600	265,300	296,100	316,700
	23	204,000	267,200	297,600	317,700

24	206,500	269,100	298,900	318,700	24	206,500	269,100	298,900	318,700
25	208,800	270,600	299,900	319,700	25	208,800	270,600	299,900	319,700
26	211,300	272,200	301,200	320,900	26	211,300	272,200	301,200	320,900
27	213,900	273,700	302,300	322,000	27	213,900	273,700	302,300	322,000
28	216,400	275,100	303,500	323,400	28	216,400	275,100	303,500	323,400
29	218,700	276,400	304,700	324,600	29	218,700	276,400	304,700	324,600
30	221,100	278,000	305,400	326,000	30	221,100	278,000	305,400	326,000
31	223,700	279,400	306,400	327,500	31	223,700	279,400	306,400	327,500
32	226,300	280,800	307,300	329,100	32	226,300	280,800	307,300	329,100
33	228,500	282,000	308,200	330,600	33	228,500	282,000	308,200	330,600
34	230,100	283,200	308,800	331,900	34	230,100	283,200	308,800	331,900
35	231,700	284,600	309,400	333,000	35	231,700	284,600	309,400	333,000
36	233,300	285,700	310,000	334,500	36	233,300	285,700	310,000	334,500
37	234,800	286,400	311,000	335,900	37	234,800	286,400	311,000	335,900
38	236,200	287,800	311,900	337,200	38	236,200	287,800	311,900	337,200
39	237,700	288,800	312,600	338,600	39	237,700	288,800	312,600	338,600
40	238,900	289,900	313,600	339,800	40	238,900	289,900	313,600	339,800
41	240,500	290,800	314,400	340,700	41	240,500	290,800	314,400	340,700
42	241,200	291,700	314,900	341,800	42	241,200	291,700	314,900	341,800
43	242,300	292,500	315,700	343,000	43	242,300	292,500	315,700	343,000
44	243,400	293,300	316,500	344,300	44	243,400	293,300	316,500	344,300
45	244,600	294,100	317,300	345,700	45	244,600	294,100	317,300	345,700
46	245,500	294,700	318,000	347,100	46	245,500	294,700	318,000	347,100
47	246,300	295,300	318,600	348,500	47	246,300	295,300	318,600	348,500
48	247,200	295,800	319,100	349,900	48	247,200	295,800	319,100	349,900
49	247,900	296,600	319,600	350,700	49	247,900	296,600	319,600	350,700
50	248,600	297,700	320,000	352,100	50	248,600	297,700	320,000	352,100
51	249,400	298,600	320,500	353,400	51	249,400	298,600	320,500	353,400
52	250,300	299,700	321,000	354,800	52	250,300	299,700	321,000	354,800

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	251,200	301,100	321,500	356,100	再任用 職員以 外の職 員	53	251,200	301,100	321,500	356,100
	54	252,100	302,000	322,300	357,500		54	252,100	302,000	322,300	357,500
	55	252,900	302,900	323,100	358,800		55	252,900	302,900	323,100	358,800
	56	253,800	303,700	323,800	360,200		56	253,800	303,700	323,800	360,200
	57	254,500	304,500	324,100	360,800		57	254,500	304,500	324,100	360,800
	58	255,400	305,300	324,700	362,000		58	255,400	305,300	324,700	362,000
	59	256,200	306,300	325,200	363,100		59	256,200	306,300	325,200	363,100
	60	256,900	307,000	325,900	364,400		60	256,900	307,000	325,900	364,400
	61	257,300	308,100	326,400	365,500		61	257,300	308,100	326,400	365,500
	62	257,800	309,000	326,900	366,100		62	257,800	309,000	326,900	366,100
	63	258,300	310,000	327,400	366,600		63	258,300	310,000	327,400	366,600
	64	258,600	310,900	327,700	367,200		64	258,600	310,900	327,700	367,200
	65	258,800	311,500	327,900	367,600		65	258,800	311,500	327,900	367,600
	66	259,100	312,100	328,200	368,100		66	259,100	312,100	328,200	368,100
	67	259,400	312,700	328,800	368,600		67	259,400	312,700	328,800	368,600
	68	260,000	313,300	329,400	369,100		68	260,000	313,300	329,400	369,100
	69	260,300	313,600	329,800	369,300		69	260,300	313,600	329,800	369,300
	70	260,600	314,300	330,200	369,600		70	260,600	314,300	330,200	369,600
	71	260,900	314,800	330,600	370,000		71	260,900	314,800	330,600	370,000
	72	261,200	315,400	331,000	370,300		72	261,200	315,400	331,000	370,300
	73	261,500	316,100	331,200	370,800		73	261,500	316,100	331,200	370,800
	74	261,800		331,400	371,000		74	261,800		331,400	371,000
	75	262,100		331,600	371,500		75	262,100		331,600	371,500
	76	262,400		331,800	371,900		76	262,400		331,800	371,900
	77	262,700		332,200	372,200		77	262,700		332,200	372,200
	78	263,000		332,400	372,700		78	263,000		332,400	372,700
	79	263,200		332,700	373,200		79	263,200		332,700	373,200
	80	263,500		333,000	373,700		80	263,500		333,000	373,700
	81	263,800		333,300	374,200		81	263,800		333,300	374,200
	82			333,700	374,600		82			333,700	374,600

	83			334,000	375,100
	84			334,400	375,600
	85			334,700	376,000
	86			335,000	376,500
	87			335,400	376,900
	88			335,800	377,400
	89			336,000	377,900
	90			336,300	378,400
	91			336,600	378,900
	92			337,000	379,400
	93			337,400	379,700
	94			337,600	380,100
	95			337,900	380,600
	96			338,200	381,000
	97			338,500	381,500
	98			338,800	381,800
	99			339,100	382,300
	100			339,400	382,700
	101			339,600	383,300
	102			339,900	
	103			340,200	
	104			340,500	
	105			340,700	
	106			341,100	
	107			341,300	
	108			341,500	
	109			341,800	
定年前 再任用 短時間		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円

	83			334,000	375,100
	84			334,400	375,600
	85			334,700	376,000
	86			335,000	376,500
	87			335,400	376,900
	88			335,800	377,400
	89			336,000	377,900
	90			336,300	378,400
	91			336,600	378,900
	92			337,000	379,400
	93			337,400	379,700
	94			337,600	380,100
	95			337,900	380,600
	96			338,200	381,000
	97			338,500	381,500
	98			338,800	381,800
	99			339,100	382,300
	100			339,400	382,700
	101			339,600	383,300
	102			339,900	
	103			340,200	
	104			340,500	
	105			340,700	
	106			341,100	
	107			341,300	
	108			341,500	
	109			341,800	
再任用 職員		220,300	250,300	253,700	279,700

勤務職 員	220,300	250,300	253,700	279,700
備考 この表は、総トン数5トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶及びしゅんせつ船、起重機船、えい船等の作業船以外の船舶に乗り組む技能労務職員に適用する。				

備考 この表は、総トン数5トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶及びしゅんせつ船、起重機船、えい船等の作業船以外の船舶に乗り組む技能労務職員に適用する。				
--	--	--	--	--

改正案					現行				
別表第5 昇格時号給対応表(第5条関係)					別表第5 昇格時号給対応表(第5条関係)				
1 現業職給料表(一)昇格時号給対応表					1 現業職給料表(一)昇格時号給対応表				
昇格し た日 の 前 に 受 け た 号 給	昇格後の号給				昇格し た日 の 前 に 受 け た 号 給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
3	1	1	1	1	3	1	1	1	1
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1
5	1	1	1	1	5	1	1	1	1
6	1	1	1	1	6	1	1	1	1
7	1	1	1	1	7	1	1	1	1
8	1	1	1	1	8	1	1	1	1
9	1	1	1	1	9	1	1	1	1
10	1	2	1	1	10	1	2	1	1
11	1	3	1	1	11	1	3	1	1
12	1	4	1	1	12	1	4	1	1
13	1	5	1	1	13	1	5	1	1

14	1	6	1	1	14	1	6	1	1
15	1	7	1	1	15	1	7	1	1
16	1	8	1	1	16	1	8	1	1
17	1	9	1	1	17	1	9	1	1
18	1	10	1	2	18	1	10	1	2
19	1	11	1	3	19	1	11	1	3
20	1	12	1	4	20	1	12	1	4
21	1	13	1	5	21	1	13	1	5
22	1	14	1	6	22	1	14	1	6
23	1	15	1	7	23	1	15	1	7
24	1	16	1	8	24	1	16	1	8
25	1	17	1	9	25	1	17	1	9
26	1	18	1	10	26	1	18	1	10
27	1	19	1	11	27	1	19	1	11
28	1	20	1	12	28	1	20	1	12
29	1	21	1	13	29	1	21	1	13
30	1	21	2	13	30	1	21	2	13
31	1	22	3	14	31	1	22	3	14
32	1	22	4	14	32	1	22	4	14
33	1	23	5	15	33	1	23	5	15



34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26

34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26

54	18	<u>41</u>	26	26
55	19	<u>42</u>	27	27
56	20	<u>42</u>	28	27
57	21	<u>43</u>	29	27
58	22	<u>43</u>	30	28
59	23	<u>44</u>	31	28
60	24	<u>44</u>	32	28
61	25	<u>45</u>	33	29
62	26	<u>46</u>	34	29
63	27	<u>47</u>	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	<u>53</u>	43	33
72	36	54	44	34
73	37	<u>54</u>	45	34

54	18	<u>42</u>	26	26
55	19	<u>43</u>	27	27
56	20	<u>44</u>	28	27
57	21	<u>45</u>	29	27
58	22	<u>45</u>	30	28
59	23	<u>46</u>	31	28
60	24	<u>46</u>	32	28
61	25	<u>47</u>	33	29
62	26	<u>47</u>	34	29
63	27	<u>48</u>	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	<u>54</u>	43	33
72	36	54	44	34
73	37	<u>55</u>	45	34

74	38	<u>54</u>	46	34
75	39	<u>55</u>	47	35
76	40	<u>55</u>	48	35
77	41	<u>55</u>	49	35
78	42	<u>56</u>	50	36
79	43	<u>56</u>	51	36
80	44	<u>56</u>	52	36
81	45	<u>57</u>	53	37
82	45	<u>57</u>	54	37
83	46	<u>58</u>	55	37
84	46	<u>58</u>	56	37
85	47	<u>59</u>	57	37
86	47	<u>59</u>	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38

74	38	<u>55</u>	46	34
75	39	<u>56</u>	47	35
76	40	<u>56</u>	48	35
77	41	<u>57</u>	49	35
78	42	<u>57</u>	50	36
79	43	<u>57</u>	51	36
80	44	<u>58</u>	52	36
81	45	<u>58</u>	53	37
82	45	<u>58</u>	54	37
83	46	<u>59</u>	55	37
84	46	<u>59</u>	56	37
85	47	<u>59</u>	57	37
86	47	<u>60</u>	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38

94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	<u>56</u>	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	<u>57</u>	67	74	
112	<u>57</u>	67	74	
113	58	67	75	

94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	<u>57</u>	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	<u>58</u>	67	74	
112	<u>58</u>	67	74	
113	58	67	75	

114	58	67	75	
115	<u>58</u>	67	76	
116	<u>58</u>	68	76	
117	<u>58</u>	68	76	
118	59	68	76	
119	<u>59</u>	68	76	
120	<u>59</u>	68	76	
121	<u>59</u>	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	

114	58	67	75	
115	<u>59</u>	67	76	
116	<u>59</u>	68	76	
117	<u>59</u>	68	76	
118	59	68	76	
119	<u>60</u>	68	76	
120	<u>60</u>	68	76	
121	<u>61</u>	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	

134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

2 現業職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	2
3	1	1	3
4	1	1	4
5	1	1	5
6	1	1	6
7	1	1	7
8	1	1	8
9	1	1	9
10	1	1	10
11	1	1	11
12	1	1	12
13	1	1	13
14	1	1	14
15	1	1	15
16	1	1	16

2 現業職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	2
3	1	1	3
4	1	1	4
5	1	1	5
6	1	1	6
7	1	1	7
8	1	1	8
9	1	1	9
10	1	1	10
11	1	1	11
12	1	1	12
13	1	1	13
14	1	1	14
15	1	1	15
16	1	1	16

17	1	1	17
18	1	2	18
19	1	3	19
20	1	4	20
21	1	5	21
22	1	6	22
23	1	7	23
24	1	8	24
25	1	9	25
26	<u>2</u>	10	25
27	<u>3</u>	11	26
28	<u>4</u>	12	26
29	<u>5</u>	13	27
30	<u>5</u>	14	27
31	<u>6</u>	15	28
32	<u>6</u>	16	28
33	<u>7</u>	17	29
34	<u>7</u>	18	<u>29</u>
35	<u>8</u>	19	<u>30</u>
36	8	20	<u>30</u>

17	1	1	17
18	1	2	18
19	1	3	19
20	1	4	20
21	1	5	21
22	1	6	22
23	1	7	23
24	1	8	24
25	1	9	25
26	<u>1</u>	10	25
27	<u>1</u>	11	26
28	<u>1</u>	12	26
29	<u>1</u>	13	27
30	<u>2</u>	14	27
31	<u>3</u>	15	28
32	<u>4</u>	16	28
33	<u>5</u>	17	29
34	<u>6</u>	18	<u>30</u>
35	<u>7</u>	19	<u>31</u>
36	8	20	<u>32</u>

37	9	21	<u>31</u>
38	10	22	<u>31</u>
39	11	23	<u>32</u>
40	12	24	<u>32</u>
41	13	25	<u>33</u>
42	14	26	<u>34</u>
43	15	27	<u>35</u>
44	16	28	36
45	17	29	37
46	17	30	37
47	18	31	<u>37</u>
48	18	32	38
49	19	33	<u>38</u>
50	19	34	<u>38</u>
51	20	35	<u>39</u>
52	20	36	<u>39</u>
53	21	37	<u>39</u>
54	21	38	<u>40</u>
55	22	39	<u>40</u>
56	22	40	<u>40</u>

37	9	21	<u>33</u>
38	10	22	<u>33</u>
39	11	23	<u>34</u>
40	12	24	<u>34</u>
41	13	25	<u>35</u>
42	14	26	<u>35</u>
43	15	27	<u>36</u>
44	16	28	36
45	17	29	37
46	17	30	37
47	18	31	<u>38</u>
48	18	32	38
49	19	33	<u>39</u>
50	19	34	<u>39</u>
51	20	35	<u>40</u>
52	20	36	<u>40</u>
53	21	37	<u>41</u>
54	21	38	<u>41</u>
55	22	39	<u>41</u>
56	22	40	<u>42</u>

57	23	41	<u>41</u>
58	23	42	<u>41</u>
59	24	43	<u>42</u>
60	24	44	<u>42</u>
61	25	45	43
62	25	46	<u>43</u>
63	25	47	44
64	25	48	44
65	<u>25</u>	49	45
66	26	50	45
67	26	51	45
68	26	52	<u>45</u>
69	<u>26</u>	53	46
70	<u>26</u>	54	46
71	27	55	<u>46</u>
72	27	56	<u>46</u>
73	<u>27</u>	57	47
74	<u>27</u>		<u>47</u>
75	<u>27</u>		<u>47</u>
76	28		<u>47</u>

57	23	41	<u>42</u>
58	23	42	<u>42</u>
59	24	43	<u>43</u>
60	24	44	<u>43</u>
61	25	45	43
62	25	46	<u>44</u>
63	25	47	44
64	25	48	44
65	<u>26</u>	49	45
66	26	50	45
67	26	51	45
68	26	52	<u>46</u>
69	<u>27</u>	53	46
70	<u>27</u>	54	46
71	27	55	<u>47</u>
72	27	56	<u>47</u>
73	<u>28</u>	57	47
74	<u>28</u>		<u>48</u>
75	<u>28</u>		<u>48</u>
76	28		<u>48</u>

77	<u>28</u>		<u>48</u>
78	<u>28</u>		<u>48</u>
79	<u>28</u>		<u>48</u>
80	<u>28</u>		<u>48</u>
81	<u>29</u>		49
82			<u>49</u>
83			<u>49</u>
84			<u>49</u>
85			50
86			50
87			<u>50</u>
88			<u>50</u>
89			51
90			51
91			51
92			<u>51</u>
93			52
94			52
95			52
96			52

77	<u>29</u>		<u>49</u>
78	<u>29</u>		<u>49</u>
79	<u>30</u>		<u>49</u>
80	<u>31</u>		<u>49</u>
81	<u>32</u>		49
82			<u>50</u>
83			<u>50</u>
84			<u>50</u>
85			50
86			50
87			<u>51</u>
88			<u>51</u>
89			51
90			51
91			51
92			<u>52</u>
93			52
94			52
95			52
96			52

97			53
98			53
99			53
100			53
101			54
102			54
103			54
104			55
105			55
106			55
107			56
108			56
109			56

97			53
98			53
99			53
100			53
101			54
102			54
103			54
104			55
105			55
106			55
107			56
108			56
109			56

改正案	現行																																				
<p>別表第7 給料の調整基本額表(第8条第4項第1号関係)</p> <p>現業職給料表(一)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>8,700円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>9,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第7の2 給料の調整基本額表(第8条第4項第2号関係)</p> <p>現業職給料表(一)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>6,700円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>8,200円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1級	6,000円	2級	7,400円	3級	8,500円	4級	8,700円	5級	9,600円	職務の級	調整基本額	1級	5,800円	2級	6,100円	3級	6,700円	4級	7,300円	5級	8,200円	<p>別表第7 給料の調整基本額表(第8条第2項 関係)</p> <p>現業職給料表(一)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>6,000円(1号給の者にあつては5,953円, 2号給の者にあつては5,994円)</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>8,700円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>9,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	職務の級	調整基本額	1級	6,000円(1号給の者にあつては5,953円, 2号給の者にあつては5,994円)	2級	7,400円	3級	8,500円	4級	8,700円	5級	9,600円
職務の級	調整基本額																																				
1級	6,000円																																				
2級	7,400円																																				
3級	8,500円																																				
4級	8,700円																																				
5級	9,600円																																				
職務の級	調整基本額																																				
1級	5,800円																																				
2級	6,100円																																				
3級	6,700円																																				
4級	7,300円																																				
5級	8,200円																																				
職務の級	調整基本額																																				
1級	6,000円(1号給の者にあつては5,953円, 2号給の者にあつては5,994円)																																				
2級	7,400円																																				
3級	8,500円																																				
4級	8,700円																																				
5級	9,600円																																				

第 36 号議案

茨城県教育庁組織規則及び茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

(茨城県教育庁組織規則の一部改正)

第 1 条 茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項の表技佐の項の次に次のように加える。

担当リーダー	課（課内室を含む。）	特定の専門事項についての企画，調査及び立案に参画し，並びに特に命じられた事務に当たる。
--------	------------	---

第 13 条第 2 項の表教育改革推進監の項の次に次のように加え、教育企画監の項を削る。

教育企画室長	部外	特に重要な政策的事項等に関する事務
--------	----	-------------------

(茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正)

第 2 条 茨城県教育委員会事務委任規則（昭和 40 年茨城県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 18 号及び第 21 号を次のように改める。

- (18) 博物館の登録及び博物館に相当する施設（国が設置する施設を除く。）を指定すること。
- (21) 教育職員免許状を授与すること。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 24 日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

(提案理由)

教育庁における職の廃止及び新設並びに関係法令の一部改正に伴い、関係規則について所要の改正をしようとするものである。



茨城県教育庁組織規則 新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第12条の2 (略) (参事等) 第13条 第10条, 第11条及び前条に定めるもののほか, 必要に応じ, 次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き, その職にある者は, それぞれ上司の命を受け, 同表右欄に掲げる職務を行うものとする。			第1条～第12条の2 (略) (参事等) 第13条 第10条, 第11条及び前条に定めるもののほか, 必要に応じ, 次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き, その職にある者は, それぞれ上司の命を受け, 同表右欄に掲げる職務を行うものとする。		
職	組織	職務	職	組織	職務
参事	部及び部外	重要事項についての企画及び立案に参画し, 並びに特に命じられた事務を総括整理する。	参事	部及び部外	重要事項についての企画及び立案に参画し, 並びに特に命じられた事務を総括整理する。
副参事	部及び部外並びに課	特定の事項についての企画, 調査及び立案に参画し, 並びに特に命じられた困難な事務に当たる。	副参事	部及び部外並びに課	特定の事項についての企画, 調査及び立案に参画し, 並びに特に命じられた困難な事務に当たる。
技佐	部及び部外並びに課	特定の事項についての企画, 調査及び立案に参画し, 並びに特に命じられた困難な専門技術に当たる。	技佐	部及び部外並びに課	特定の事項についての企画, 調査及び立案に参画し, 並びに特に命じられた困難な専門技術に当たる。
<u>担当リーダー</u>	<u>課(課内室を含む。)</u>	<u>特定の専門事項についての企画, 調査及び立案に参画し, 並びに特に命じられた事務に当たる。</u>	<u>(新規)</u>		
主査	部外及び課(課内室)	特に命じられた困難な事	主査	部外及び課(課内室)	特に命じられた困難な事

	を含む。)	項を処理する。
副主査	部外及び別に定める課(課内室を含む。)	特に命じられた事項を処理する。
付	部及び部外並びに課(課内室を含む。)	特に命じられた臨時的な事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる事務を処理する。

職	組織	職務
教育改革推進監	部外	特に重要かつ困難な事項についての企画及び立案に参画し、並びに特に命じられた困難な事務を総括整理する。
教育企画室長	部外	特に重要な政策的事項等に関する事務
(削除)		
管理主事	教育改革課、義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課	教職員の人事管理等に関する事務
文化財保護主事	総務課及び文化課	文化財の保護等に関する事務

	を含む。)	項を処理する。
副主査	部外及び別に定める課(課内室を含む。)	特に命じられた事項を処理する。
付	部及び部外並びに課(課内室を含む。)	特に命じられた臨時的な事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる事務を処理する。

職	組織	職務
教育改革推進監	部外	特に重要かつ困難な事項についての企画及び立案に参画し、並びに特に命じられた困難な事務を総括整理する。
(新設)		
教育企画監	総務課	政策的事項等の企画調整に関する事務の掌理及び特に重要な政策的事項等についての企画調整に関する事務
管理主事	教育改革課、義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課	教職員の人事管理等に関する事務
文化財保護主事	総務課及び文化課	文化財の保護等に関する事務

首席学芸員	総務課及び文化課	特に高度な専門的事務
主任学芸員	総務課及び文化課	高度な専門的事務

(略)

首席学芸員	総務課及び文化課	特に高度な専門的事務
主任学芸員	総務課及び文化課	高度な専門的事務

(略)

茨城県教育委員会事務委任規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(教育長に対する委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>博物館の登録及び</u>博物館に相当する施設(国が設置する施設を除く。)を指定すること。</p> <p>(19)～(20) 略</p> <p>(21) 教育職員免許状を授与_____すること。</p> <p>(22)～(27) 略</p>	<p>(教育長に対する委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) _____博物館に相当する施設(国が設置する施設を除く。)を指定すること。</p> <p>(19)～(20) 略</p> <p>(21) 教育職員免許状を授与<u>及び更新</u>すること。</p> <p>(22)～(27) 略</p>

## 茨城県教育庁組織規則等の改正について

### 1 職の新設及び廃止（茨城県教育庁組織規則）

#### (1) 教育企画室長の新設（教育企画監の廃止）

- ・ よりスピード感をもって喫緊の行政課題に対応するため、県議会との連絡調整体制を見直し、教育企画監を廃止するとともに、特定の課題に対応する専任ポストとして新たに教育企画室長を設置する。

#### (2) 担当リーダー

- ・ 特定の専門事項についての企画、調査及び立案に参画し、並びに特に命じられた事務に当たる課長補佐級の職として設置する。
- ・ 業務効率化と組織体制の強化の観点から、総務課の組織体制を見直す中で、広報・広聴業務を専任とする担当リーダーを配置

### 2 博物館の登録に関する事務の職務権限等の整理（茨城県教育委員会事務委任規則）

- 茨城県教育委員会事務委任規則第2条の各号は、教育委員会の権限として留保しておく事務を規定しているもの。
- 今回、同条第18号に規定する「博物館に相当する施設の指定に関する事務」に、新たに「博物館の登録に関する事務」を加える。
- ※ どちらの事務についても、政令又は教育委員会規則に基づき審査するものであるため、総務企画部長が専決する事務として整理する。

区分 事務の内容	職務権限（専決区分）	
	改正前	改正後
博物館の登録	教育長へ委任 (総務企画部長)	<u>教育委員会に留保</u> (総務企画部長)
博物館に相当する施設の指定	<u>教育委員会に留保</u> (教育長)	<u>教育委員会に留保</u> (総務企画部長)

### 3 教育職員免許状の更新制の廃止（茨城県教育委員会事務委任規則）

- 令和4年7月の改正教育職員免許法の施行に伴い、教育職員免許状の更新制が廃止されたため、所要の改正を行うもの。

## 第 37 号議案

茨城県教育庁等事務専決規程及び茨城県教育庁事務代決規程の一部を改正する訓令

(茨城県教育庁等事務専決規程の一部改正)

第 1 条 茨城県教育庁等事務専決規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条（見出しを含む。）中「教育企画監」を「教育企画室長」に、「総務課長」を「教育長」に改める。

第 14 条第 1 項第 1 号中「第 2 条第 20 号から第 23 号まで」を「第 2 条第 18 号及び第 20 号から第 23 号まで」に改める。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

3 課長（課内室長を含む。）及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に関する次の各号に掲げるもの（その管理に属する行政文書に係るものに限る。）を専決するものとする。

- (1) 第 70 条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求
- (2) 第 75 条第 1 項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- (3) 第 77 条第 1 項の規定により提出された開示請求書の受理
- (4) 第 82 条の規定による開示又は不開示の決定及びその通知
- (5) 第 85 条第 1 項及び第 96 条第 1 項の規定による事案の移送の決定及びその通知
- (6) 第 86 条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等
- (7) 第 91 条第 1 項の規定により提出された訂正請求書の受理
- (8) 第 93 条の規定による訂正又は不訂正の決定及びその通知
- (9) 第 94 条第 2 項、第 95 条、第 102 条第 2 項及び第 103 条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知
- (10) 第 97 条の規定による提供先への通知
- (11) 第 99 条第 1 項の規定により提出された利用停止請求書の受理
- (12) 第 101 条の規定による利用停止又は利用不停止の決定及びその通知

第 15 条に次の項を加える。

4 課長（課内室長を含む。）及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は、茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）に関する次の各号に掲げるもの（その管理に属する行政文書に係るものに限る。）を専決するものとする。

- (1) 第 3 条第 1 項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成
- (2) 第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知

別表第3の1の表総務課の項部長専決事項の欄中第19項を削り、第20項から第23項までを1項ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄中第17項を次のように改める。

17 個人情報の保護に関する法律に関する次のこと。

- (1) 第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の公表
- (2) 第111条の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案募集の公示

別表第3の1の表総務課の項課長専決事項の欄中第17項の次に次の項を加える。

17の2 茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定による条例個人情報ファイル簿の公表

別表第3の1の表文化課の項を次のように改める。

文化課	<p>1 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条に規定する博物館の設置者に対する勧告及び命令</p> <p>2 茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50号)に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第9条(第35条において準用する場合を含む。)の規定による管理団体の指定</li> <li>(2) 第10条(第35条において準用する場合を含む。)の規定による管理団体の指定の解除</li> <li>(3) 第17条(第35条及び第50条において準用する場合を含む。)の規定による管理又は修理に関する勧告</li> <li>(4) 第42条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理団体の指定</li> <li>(5) 第43条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理団体の指定の解除</li> </ul>	<p>1 博物館法に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第15条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出の受理</li> <li>(2) 第15条第2項の規定による博物館の登録事項等の変更登録及び公表</li> <li>(3) 第16条の規定による博物館の運営の状況に係る定期報告の受理</li> <li>(4) 第17条の規定による博物館の運営の状況に係る報告又は資料の徴取</li> <li>(5) 第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理</li> <li>(6) 第20条第2項の規定による博物館の登録の抹消及び公表</li> <li>(7) 第29条の規定による私立博物館に対する必要な報告の徴取及び指導又は助言</li> <li>(8) 第31条第4項の規定による博物館に相当する施設に対する指導又は助言</li> </ul> <p>2 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第101条の規定による警察署長から提出された物件の受理</li> <li>(2) 第102条第2項の規定による通</li> </ul>
-----	--	--

		<p>知及び差戻し</p> <p>(3) 第 103 条の規定による文化財の引渡し(第 100 条第 2 項又は第 102 条第 2 項に規定する文化財の引渡しに限る。)</p> <p>3 茨城県文化財保護条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 第 6 条(第 7 条第 4 項, 第 9 条第 5 項, 第 42 条第 6 項及び第 50 条において準用する場合を含む。)の規定による管理方法の指示</p> <p>(2) 第 7 条(第 35 条及び第 50 条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者の選任及び解任の届出の受理</p> <p>(3) 第 8 条(第 35 条及び第 50 条において準用する場合を含む。)の規定による所有者の変更等の届出の受理</p> <p>(4) 第 12 条(第 35 条及び第 50 条において準用する場合を含む。)の規定による滅失, 毀損等の届出の受理</p> <p>(5) 第 13 条(第 35 条において準用する場合を含む。)の規定による所在変更の届出の受理</p> <p>(6) 第 19 条の規定による県指定有形文化財の修理の届出の受理</p> <p>(7) 第 22 条(第 23 条, 第 30 条第 2 項及び第 35 条において準用する場合を含む。)の規定による出品の要請及び公開の勧告並びに管理に関する指示</p> <p>(8) 第 24 条(第 35 条及び第 50 条において準用する場合を含む。)の規定による現状等に関する報告の徴取</p>
--	--	--



		<p>(9) 第 28 条(第 53 条において準用する場合を含む。)の規定による保持者の氏名変更等の届出の受理</p> <p>(10) 第 30 条の規定による県指定無形文化財又はその記録の公開の勧告</p> <p>(11) 第 31 条の規定による県指定無形文化財の保存のための助言又は勧告</p> <p>(12) 第 34 条の規定による県指定有形民俗文化財の現状変更の届出の受理及び必要な指示</p> <p>(13) 第 37 条の規定による県指定無形民俗文化財の記録の公開の勧告</p> <p>(14) 第 38 条の規定による県指定無形民俗文化財の保存のための助言又は勧告</p> <p>(15) 第 46 条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の土地所在等の届出の受理</p> <p>(16) 第 48 条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の復旧の届出の受理</p> <p>(17) 第 55 条の規定による県選定保存技術の保存のための指導又は助言</p> <p>4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 第 14 条第 4 項の規定による県公安委員会に対する通知</p> <p>(2) 第 16 条第 1 項の規定による登録証の返納の受理</p> <p>(3) 第 16 条第 2 項の規定による県公安委員会に対する通知</p> <p>(4) 第 17 条第 1 項の規定による届出の受理</p> <p>(5) 第 17 条第 3 項の規定による県公安委員会に対する通知</p>
--	--	---

		(6) 第18条の2第3項の規定による 県公安委員会に対する通知
--	--	-------------------------------------

別表第3の2の表義務教育課の項部長専決事項の欄中第5項、同表高校教育課の項部長専決事項の欄第13項及び同表特別支援教育課の項部長専決事項の欄第6項を削る。

(茨城県教育庁事務代決規程の一部改正)

第2条 茨城県教育庁事務代決規程（昭和41年茨城県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表本庁の部課長の項の次に次のように加える。

教育企画室長	教育企画室長があらかじめ指定する職員		
--------	--------------------	--	--

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

(提案理由)

教育庁における職の廃止及び新設並びに関係法令の一部改正等に伴い、関係規定について所要の改正をしようとするものである。

茨城県教育庁等事務専決規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(教育企画室長の専決事務)</p> <p>第4条 教育企画室長は、別表第2に掲げる課長の共通の専決事項のうち、<u>教育長</u>の命を受けて処理する特定事務に係るもので、<u>教育長</u>の指定する事務を専決するものとする。</p> <p>(部長の専決事項)</p> <p>第14条 部長は、教育長が常時専決しうる事務のうち、次の各号に掲げるものを専決するものとする。</p> <p>(1) 茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第2条第18号及び第20号から第23号までに掲げる事務</p> <p>(略)</p> <p>(課長等の専決事項)</p> <p>第15条 課長は、教育長が常時専決しうる事務のうち、次の各号に掲げるものを専決するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 課長(課内室長を含む。)及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は、<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に関する次の各号に掲げるものを専決するものとする。</p> <p>(1) <u>第70条</u>の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求</p> <p>(2) <u>第75条第1項</u>の規定による個人情報ファイル簿の作成</p> <p>(3) <u>第77条第1項</u>の規定により提出された開示請求書の受理</p> <p>(4) <u>第82条</u>の規定による開示又は不開示の決定及びその通知</p> <p>(5) <u>第85条第1項</u>及び<u>第96条第1項</u>の規定による事案の移送の決定及びその通知</p> <p>(6) <u>第86条</u>の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等</p> <p>(7) <u>第91条第1項</u>の規定により提出された訂正請求書の受理</p> <p>(8) <u>第93条</u>の規定による訂正又は不訂正の決定及びその通知</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(教育企画監の専決事務)</p> <p>第4条 教育企画監は、別表第2に掲げる課長の共通の専決事項のうち、<u>総務課長</u>の命を受けて処理する特定事務に係るもので、<u>総務課長</u>の指定する事務を専決するものとする。</p> <p>(部長の専決事項)</p> <p>第14条 部長は、教育長が常時専決しうる事務のうち、次の各号に掲げるものを専決するものとする。</p> <p>(1) 茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第2条第20号から第23号までに掲げる事務</p> <p>(略)</p> <p>(課長等の専決事項)</p> <p>第15条 課長は、教育長が常時専決しうる事務のうち、次の各号に掲げるものを専決するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 課長(課内室長を含む。)及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は、<u>茨城県個人情報保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)</u>に関する次の各号に掲げるものを専決するものとする。</p> <p>(1) <u>第10条</u>の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求</p> <p>(2) <u>第11条</u>の規定による個人情報保有事務登録簿の作成</p> <p>(3) <u>第13条</u>の規定により提出された開示請求書の受理</p> <p>(4) <u>第18条</u>の規定による開示又は不開示の決定及びその通知</p> <p>(5) <u>第19条第2項</u>、<u>第31条第2項</u>及び<u>第39条第2項</u>の規定による決定期間の<u>延長</u>の決定及びその通知</p> <p>(6) <u>第20条</u>、<u>第32条</u>及び<u>第40条</u>の規定による決定期間の特例の決定及び通知</p> <p>(7) <u>第21条第1項</u>及び<u>第33条第1項</u>の規定による事案の移送の決定及びその通知</p> <p>(8) <u>第22条</u>の規定による意見等の聴取及び通知</p>

(9) 第 94 条第 2 項, 第 95 条, 第 102 条第 2 項及び第 103 条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知

(10) 第 97 条の規定による提供先への通知

(11) 第 99 条第 1 項の規定により提出された利用停止請求書の受理

(12) 第 101 条の規定による利用停止又は利用不停止の決定及びその通知

(削除)

(削除)

(削除)

4 課長(課内室長を含む。)及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は, 茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例(平成 17 年茨城県条例第 1 号)に関する次の各号に掲げるものを専決するものとする(その管理に属する行政文書に係るものに限る。)

(1) 第 3 条第 1 項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成

(2) 第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知

知

(略)

別表第 3 部長及び課長の個別的専決事項

1 総務企画部

課	部長専決事項	課長専決事項
総務課	1～18 (略) (削除)  19 県教育委員会の任命に係る職員の保健(県立学校の職員に係るものを除く。), 元気回復その他厚生に関する計画の決定 20 教育庁及び学校以外の教育機関の職員の健康診断の結果の通知及び指示 21 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する	1～16 (略) 17 <u>個人情報の保護に関する法律に関する次のこと。</u> (1) <u>第 75 条第 1 項の規定による個人情報ファイル簿の公表</u> (2) <u>第 111 条の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案募集の公示</u> 17 の 2 <u>茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条の規定による条例個人情報ファイル簿の公表</u>

(9) 第 23 条第 2 項の規定による開示の実施の方法等の申出の受理

(10) 第 25 条の規定による簡易開示手続によることのできる個人情報の決定及び簡易開示手続の決定

(11) 第 28 条の規定により提出された訂正請求書の受理

(12) 第 30 条の規定による訂正又は不訂正の決定及びその通知

(13) 第 34 条の規定による保有個人情報の提供先への通知

(14) 第 36 条の規定により提出された利用停止請求書の受理

(15) 第 38 条の規定による利用停止の実施又は不実施の決定及びその通知

(新設)

(新設)

(新設)

(略)

別表第 3 部長及び課長の個別的専決事項

1 総務企画部

課	部長専決事項	課長専決事項
総務課	1～18 (略) 19 <u>地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 45 条第 2 項の規定による職員の公務災害の認定についての意見の陳述</u> 20 県教育委員会の任命に係る職員の保健(県立学校の職員に係るものを除く。), 元気回復その他厚生に関する計画の決定 21 教育庁及び学校以外の教育機関の職員の健康診断の結果の通知及び指示 22 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する	1～16 (略) 17 <u>茨城県個人情報の保護に関する条例(平成 17 年茨城県条例第 1 号)に関する次のこと。</u> (1) <u>第 11 条の規定による登録簿の一般への閲覧</u> (2) <u>第 25 条の規定による簡易開示の告示</u>  (新設)

	る条例(昭和42年茨城県条例第38号)第3条第2項の規定による職員の公務災害の認定及びその通知 22 公立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定による県立学校の学校医等の公務災害の補償の実施	18~21 (略)		る条例(昭和42年茨城県条例第38号)第3条第2項の規定による職員の公務災害の認定及びその通知 23 公立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定による県立学校の学校医等の公務災害の補償の実施	18~21 (略)
(略)			(略)		
文化課	1 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条に規定する <u>博物館の設置者に対する勧告及び命令</u>  2 (略)	1 博物館法に関する次のこと。 (1) <u>第15条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出の受理</u> (2) <u>第15条第2項の規定による博物館の登録事項等の変更登録及び公表</u> (3) <u>第16条の規定による博物館の運営の状況に係る定期報告の受理</u> (4) <u>第17条の規定による博物館の運営の状況に係る報告又は資料の徴取</u> (5) <u>第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理</u> (6) <u>第20条第2項の規定による博物館の登録の抹消及び公表</u> (7) <u>第29条の規定による私立博物館に対する必要な報告の徴取及び指導又は助言</u> (8) <u>第31条第4項の規定による博物館に相当する施設に対する指導又は助言</u>  以下、(略)	文化課	1 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>に関する次のこと。</u> (1) <u>第10条の規定による博物館の登録</u> (2) <u>第14条の規定による博物館の登録の取消し</u>  2 (略)	1 博物館法に関する次のこと。 (1) <u>第13条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出の受理</u> (2) <u>第13条第2項の規定による博物館の登録事項等の変更登録</u> <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  (3) <u>第15条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理</u> <u>(新設)</u>  (4) <u>第27条の規定による私立博物館に対する必要な報告の徴取</u> <u>(新設)</u>  以下、(略)

## 2 学校教育部

課	部長専決事項	課長専決事項
(略)		
義務教育課	1～4 (略) <u>(削除)</u>	(略)
高校教育課	1～12 (略) <u>(削除)</u>	(略)
特別支援教育課	1～5 (略) <u>(削除)</u>	(略)

## 2 学校教育部

課	部長専決事項	課長専決事項
(略)		
義務教育課	1～4 (略) <u>5 地方公務員災害補償法第 45 条第 2 項の規定による市町村立学校職員の公務災害の認定についての意見の陳述</u>	(略)
高校教育課	1～12 (略) <u>13 地方公務員災害補償法第 45 条第 2 項の規定による県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の職員並びに県立特別支援学校の事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員の公務災害の認定についての意見の陳述</u>	(略)
特別支援教育課	1～5 (略) <u>6 地方公務員災害補償法第 45 条第 2 項の規定による県立特別支援学校の職員(事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員を除く。)の公務災害の認定についての意見の陳述</u>	(略)

茨城県教育庁事務代決規程 新旧対照表

改正案					現行				
(代決者及び代決の順序) 第2条 決裁権者が不在のときは、次表に掲げる決裁区分に応じ、第1順位者が代決し、第1順位者も不在のときは、第2順位者が代決し、第3順位者も不在のときは、第3順位者が代決するものとする。					(代決者及び代決の順序) 第2条 決裁権者が不在のときは、次表に掲げる決裁区分に応じ、第1順位者が代決し、第1順位者も不在のときは、第2順位者が代決し、第2順位者も不在のときは、第3順位者が代決するものとする。				
区分	決裁区分	第1順位者	第2順位者	第3順位者	区分	決裁区分	第1順位者	第2順位者	第3順位者
本庁	教育長	主務部長	総務課長	主務課長	本庁	教育長	主務部長	総務課長	主務課長
	部長	主務課長	総務課長			部長	主務課長	総務課長	
	課長	課長補佐(課長補佐が2人以上置かれている場合には、課長があらかじめ指定する者)ただし、課内室の分掌事務については当該室の室長とする。				課長	課長補佐(課長補佐が2人以上置かれている場合には、課長があらかじめ指定する者)ただし、課内室の分掌事務については当該室の室長とする。		
	教育企画室長	教育企画室長があらかじめ指定する職員				(新規)			
	課内室長	課内室長補佐(課内室長補佐が置かれていない場合には、課内室長があらかじめ指定する職員)			課内室長	課内室長補佐(課内室長補佐が置かれていない場合には、課内室長があらかじめ指定する職員)			
(略)					(略)				

## 茨城県教育庁等事務専決規程等の改正について

### ■ 1 茨城県教育庁等事務専決規程の一部改正

#### (1) 教育企画室長及び教育企画監の廃止に伴うもの（第4条関係）

教育企画監の専決事務を規定する第4条を、新たに教育企画室長の専決事務を定める規定に改正するもの。

#### (2) 個人情報保護法の一部改正に伴う規定の整備（第15条、別表第3関係）

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条により、個人情報保護法が一部改正され、令和5年4月1日に施行される。
- 今回の改正により、地方公共団体等における個人情報等の取扱いに関する規定を法で定めることになったことに伴い、引用条項等の整理を行うもの。

#### (3) 博物館法の一部改正に伴う規定の整備（別表第3関係）

博物館法が一部改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、引用条項等の整理や専決区分の整備を行うもの。

#### (4) 教育庁における専決区分の見直し（別表第3関係）

地方公務員災害補償法第45条第2項の規定による「公務災害の認定についての任命権者の意見の陳述」の専決区分について、見直しを行うもの。

### ■ 2 茨城県教育庁等事務代決規程の一部改正

教育企画室長の新設に伴い、代決者を新たに規定するもの。



## 第38号議案

## 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和45年茨城県教育委員会規則第15号）の全部を改正する。

## （趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （登録の申請）

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、様式第1号とする。

## （登録の基準）

第3条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、教育長が別に定める。

## （登録の実施等）

第4条 法第14条第1項に規定する博物館登録原簿は、様式第2号とする。

## （変更の届出）

第5条 法第15条第1項の規定による博物館の登録事項の変更の届出は、博物館登録事項変更届出書（様式第3号）によりしなければならない。

## （教育委員会への定期報告）

第6条 法第16条の規定による定期報告は、博物館定期報告書（様式第4号）によりしなければならない。

2 前項の博物館定期報告書には、博物館の運営の状況に関する資料を添付しなければならない。

## （廃止の届出）

第7条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第5号）により、当該廃止の日から15日以内にしなければならない。

## （指定の基準）

第8条 施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、教育長が別に定める。

(公告)

第9条 法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項、第20条第2項及び第31条第3項の規定による公表は、茨城県報に登載して行うものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条）

博物館登録申請書

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
申請者
設置者の名称
設置者の住所
博物館の名称
博物館の所在地

様式第2号（第4条）

博物館登録原簿

事 項	登 録	登録変更	登録変更	登録変更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号			
設置者の名称				
設置者の住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備考				

様式第3号（第5条）

博物館登録事項変更届出書

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
届出者
変更年月日
変更の内容
変更の事由
その他参考となるべき事項

様式第4号（第6条）

博物館定期報告書

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
報告者
設置者の名称
設置者の住所
博物館の名称
博物館の所在地

博物館廃止届

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
届出者
廃止年月日
廃止した事由
廃止後の財産処分
その参考となるべき事項

令和5年3月24日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の一部改正により、博物館の登録に関し都道府県教育委員会が定める事項が改正されたこと、及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を都道府県教育委員会が定めることとされたことに伴い、博物館の登録に関する規則（昭和45年茨城県教育委員会規則第15号）の全部を改正するもの。

## 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規則の概要

### 1 改正の理由

博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の一部改正により、博物館の登録に関し都道府県教育委員会が定める事項が改正されたこと、及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を都道府県教育委員会が定めることとなったため、博物館の登録に関する規則（昭和45年6月1日茨城県教育委員会規則第15号）を全部改正するもの。

### 2 改正の内容

現規則から引き継ぐもののほか、改正博物館法等において新たに規定された次の項目を定める。

- (1) 博物館の登録に関する基準【博物館法第13条第1項第3号から第5号まで】
- (2) 登録博物館の定期報告【博物館法第16条】
- (3) 博物館に相当する施設の指定に関する基準  
【博物館法施行規則第24条第1項第2号から第4号まで】

※ 現規則から引き継ぐ事項（博物館登録申請書、博物館登録原簿、変更・廃止の届出、公告）

### 3 施行日

令和5年4月1日

改正案	現行												
<p style="text-align: center;">博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(登録の申請)</p> <p>第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、様式第1号とする。</p> <p style="text-align: center;">(登録の基準)</p> <p>第3条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、教育長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(登録の実施等)</p> <p>第4条 法第14条第1項に規定する博物館登録原簿は、様式第2号とする。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p style="text-align: center;">博物館の登録_____に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。） <u>第16条</u> の規定に基づき博物館の登録_____に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(登録原簿等の様式)</p> <p>第2条 法第10条、第11条第1項、及び第11条第2項に規定する登録原簿等の名称及び様式は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">根拠条文</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">法第10条</td> <td style="text-align: center;">博物館登録原簿</td> <td style="text-align: center;">様式第1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法第11条第1項</td> <td style="text-align: center;">博物館登録申請書</td> <td style="text-align: center;">様式第2号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法第11条第2項</td> <td style="text-align: center;">博物館資料の目録</td> <td style="text-align: center;">様式第3号</td> </tr> </tbody> </table>	根拠条文	名称	様式	法第10条	博物館登録原簿	様式第1号	法第11条第1項	博物館登録申請書	様式第2号	法第11条第2項	博物館資料の目録	様式第3号
根拠条文	名称	様式											
法第10条	博物館登録原簿	様式第1号											
法第11条第1項	博物館登録申請書	様式第2号											
法第11条第2項	博物館資料の目録	様式第3号											

<p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">(_____変更の届出)</p> <p>第5条 法第15条第1項の規定による博物館の登録事項_____の変更の届出は、博物館登録事項 変更届出書（様式第3号）により _____ しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(教育委員会への定期報告)</p> <p>第6条 法第16条の規定による定期報告は、博物館定期報告書（様式第4号）によりしなければならない。</p> <p>2 前項の博物館定期報告書には、博物館の運営の状況に関する資料を添付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(廃止の届出)</p> <p>第7条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第5号）により、当該廃止の日から__15日以内しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(指定の基準)</p> <p>第8条 施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、教育長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(公告)</p> <p>第9条 法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項、第20条第2項及び第31条第3項の規定による公表は、茨城県報に登載して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">(博物館登録申請書の添付書類)</p> <p>第3条 博物館登録申請書には、法第11条第2項に規定する書類のほか、職員名簿（様式第4号）を添付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(登録事項等の変更の届出)</p> <p>第4条 法第13条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出は、博物館登録事項等変更届出書（様式第5号）により、当該変更があつた日から15日以内しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(廃止の届出)</p> <p>第5条 法第15条_____の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第6号）により__当該廃止の日から、15日以内しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(公告)</p> <p>第6条 教育委員会は、博物館の登録若しくは登記事項等の変更があつたとき、又は登録の取消し若しくはまつ消を行なつたときは、その旨を茨城県報により公告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
---	---

様式第1号(第2条)

博物館登録申請書

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
申請者
設置者の名称
設置者の住所
博物館の名称
博物館の所在地

様式第2号(第4条)

博物館登録原簿

事 項	登 録	登録変更	登録変更	登録変更
	年 月 日 第 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日
設置者の名称				
設置者の住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備考				

(新設)

様式第1号(第2条)

博物館登録原簿

事 項	登 録	登録変更	登録変更	登録変更
	年 月 日 第 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日
設置者の名称及び住所				
名称				
所在地				
備考				

(削る)

(削る)

様式第2号(第2条)

博物館登録申請書

年 月 日
茨城県教育委員会教育長 殿
申請者 氏名
設置者の名称(私立博物館にあつては設置者の住所)
名称
所在地

様式第3号(第2条)

博物館資料目録

博物館名

種別	名称	規格	品質	数量	取得年月日	備考

(削る)

様式第3号 (第5条)

博物館登録事項 変更届出書

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
届出者 _____
変更年月日
変更の内容
変更の事由
その他参考となるべき事項

様式第4号 (第3条)

職員名簿

博物館名

氏名	職名	最終学歴	博物館職員としての勤務年数	担当職務	備考

様式第5号 (第4条)

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日
茨城県教育委員会教育長 殿
届出者 氏名 _____
変更年月日
変更の内容
変更の事由
その他参考となるべき事項

様式第4号 (第6条)

博物館定期報告書

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
報告者 _____
設置者の名称
設置者の住所
博物館の名称
博物館の所在地

(新設)

様式第5号 (第7条)

博物館廃止届

年 月 日
茨城県教育委員会 殿
届出者 _____
廃止年月日
廃止した事由
廃止後の財産処分
その参考となるべき事項

様式第6号 (第5条)

博物館廃止届

年 月 日
茨城県教育委員会教育長 殿
届出者 氏名 _____
廃止年月日
廃止した事由
廃止後の財産処分
その参考となるべき事項



## 博物館法(令和5年4月1日施行)

(省略)

### 第二章 登録

(登録)

第11条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第12条 前条の登録を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
  - 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
  - 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。)の写し
  - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
  - 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

(登録の審査)

第13条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

- 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。
    - イ 地方公共団体又は地方独立行政法人
    - ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人
      - (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
      - (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
      - (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。
  - 二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。
  - 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
  - 四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
  - 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
  - 六 一年を通じて百五十日以上開館すること。
- 2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
- 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

省令の基準を参酌

(登録の実施等)

第14条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

- 一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
  - 二 登録の年月日
- 2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

### 博物館施行規則(改正案) <参酌基準>

<体制(資料の収集・保管・展示・調査研究)>

- ① 基本的な運営方針が定められ、公表されている
- ② 収集・管理の方針が定められ、体制が整備されている
- ③ 資料の目録が作成され、活用でき、適切に管理されている
- ④ 広く公衆に展示を行い、その体制が整備されている
- ⑤ 調査研究を行い、展示等を通して成果を利用者に還元する体制が整っている
- ⑥ 資料を用いた学習機会の提供、説明、その他の教育活動を行う体制が整っている
- ⑦ その他公益性の観点から登録が不適当となる事情がない

<職員等>

- ① 「基本的な運営方針」に基づいて博物館の管理運営ができる館長が置かれている
- ② 当該博物館の取り扱う資料に関する専門性を有した学芸員が置かれている
- ③ 「基本的な運営方針」に基づいた運営に必要な職員が置かれ、適切な職務分担の下に業務が遂行されている
- ④ 資質向上のための職員に対し研修が行われているもしくは適切な研修に参加する機会が確保されている

<施設及び設備>

- ① 当該博物館が行おうとする資料の収集、保管、展示、調査研究を安定的かつ継続的に行える施設・設備が整備されている
- ② 防災・防犯の観点から、その施設・設備について必要な配慮がなされている
- ③ 当該博物館の規模や性質に応じて、支援を必要とする者(高齢者、障害者、傷病者、妊婦、乳幼児を随伴する者、旅行者、日本語を理解できないもの、その他利用に際して障壁を有すると考えられる者など)への対応の観点から、施設・設備に必要な配慮がなされている

## 博物館法(令和5年4月1日施行)

### (変更の届出)

第15条 博物館の設置者は、**第十二条第一項第一号又は第二号**に掲げる事項を変更するときは、**あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。**

2 都道府県の教育委員会は、**前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。**

#### 第12条

- ①設置者の名称
- ②設置者の住所
- ③博物館の名称
- ④博物館の所在地
- ⑤館則
- ⑥審査基準に適合することを証する書類
- ⑦その他都道府県の教育委員会の定める事項

### (都道府県の教育委員会への定期報告)

第16条 博物館の設置者は、**当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。**

### (報告又は資料の提出)

第17条 都道府県の教育委員会は、**その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。**

### (勧告及び命令)

第18条 都道府県の教育委員会は、**その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。**

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の**設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。**

3 **第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。**

#### 第13条第1項

- ①設置法人
- ②過去の取消の有無
- ③業務体制
- ④人員体制
- ⑤施設設備
- ⑥開館日数

### (登録の取消し)

第19条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 **第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。**

3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、**インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。**

#### 第13条第3項

都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し**学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。**

### (博物館の廃止)

第20条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、**その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。**

### (都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第21条 **第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。**

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認めると、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

変更の届出、定期勧告、報告・資料提出、勧告・命令、廃止

### (規則への委任)

第22条 この章に定めるものを除くほか、**博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。**

インターネット公表の義務、取り消しの可能性は存在

## 博物館法(令和5年4月1日施行)

(省略)

### 第五章 博物館に相当する施設

- 第31条 次の各号に掲げる者は、**文部科学省令で定めるところ**により、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。
- 一 文部科学大臣 **国又は独立行政法人が設置するもの**
  - 二 都道府県の教育委員会 **国及び独立行政法人以外の者が設置するものうち、当該都道府県の区域内に所在するもの**(指定都市の区域内に所在するもの(都道府県が設置するものを除く。)を除く。)
  - 三 指定都市の教育委員会 **国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するものうち、当該指定都市の区域内に所在するもの**
- 2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設(以下この条において「指定施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の**文部科学省令で定める事由**に該当するときは、**文部科学省令で定めるところ**により、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。
- 3 第一項の規定による指定をした者は、当該**指定をしたとき**又は前項の規定による**指定の取消しをしたとき**は、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、**その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。**
- 5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、**博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。**
- 6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における**公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。**

(省略)

## 博物館施行規則(改正案) <参酌基準>

### ◇ 指定を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した指定申請書(別記第九号様式)を作成して提出する義務あり

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| ① 指定を受けようとする施設の設置者の名称 | ④ 施設の所在地          |
| ② 指定を受けようとする施設の設置者の住所 | ⑤ その他指定を行う者が定める事項 |
| ③ 施設の名称               |                   |

### ◇ その他添付資料

- |   |                   |
|---|-------------------|
| ① 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの |                   |
| ② 審査基準に適合していることを証する書類                               | ③ その他指定を行う者が定める書類 |

#### 【提出先】 ※各施設の長が提出する

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| 文部科学大臣                   | ← 国・独立行政法  |
| 当該施設の所在する都道府県・指定都市の教育委員会 | ← 都道府県又は指定都市が設置する施設、地方独立行政法人が設置する施設、その他の施設(それぞれ大学附属の施設を含む) |

### ◇ 申請に係る審査の要件(※必要に応じて実地審査も行う)

- ① 登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者ではないかつ**指定を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者でない**
- ② 資料の収集、保管、展示、調査研究を行う体制が、博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣、都道府県、指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること
- ③ 職員の配置が、博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣、都道府県、指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること
- ④ 設備及び設備が、博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣、都道府県、指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること
- ⑤ 一般公衆の利用のために施設・設備を公開していること
- ⑥ 1年を通じて100日以上開館すること。
- ⑦ その他、登録基準に関する規定を参酌

### ◇ 要件を欠いた場合には、当該施設長が指定を受けた国・自治体に、それぞれ報告を行う義務あり

### ◇ 指定した国・自治体は必要な報告を求めることも可能

### ◇ 指定施設の指定を取り消すことができる事由は次の通り

- ① 指定施設が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるとき
- ② 当該指定施設が偽り、その他不正の手段により指定を受けたとき
- ③ 要件を欠いた場合の報告をしない、または虚偽の報告をしたとき
- ④ 国・自治体の求めに対して報告をしない、虚偽の報告をしたとき





により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

二 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会に定める基準に適合すること。

三 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

四 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

五・六 「略」

2 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前項第二号から第四号までに規定する基準を定めるに当たっては、第十九条から第二十一条までの規定を参照して定めるものとする。この場合において、第十九条（第七号を除く。）中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第一号中「博物館を運営する」とあるのは「指定施設」という。以下「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設（次条及び第二十一条において「指定施設」という。）を運営する」と、第二十条第一号及び第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、第二十一条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第三号及び第四号中「博物館」とあるのは「指定施設」とする。

3 「略」

25 法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（以下「指定施設」という。）が前条第一項に規定する要件を備えなかつたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあっては当該独立行政法人の長が設置する施設にあっては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあっては当該施設の長（大学に附属する施設にあっては当該大学の長）が、地方独立行政法人が設置する施設にあっては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあっては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあっては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

「条を削る。」

26 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、自ら法第三十一条第一項の規定により指定した指定施設に対し、第二十四条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

（指定の取消し）

27 法第三十一条第二項に規定する指定施設の指定を取り消すことができる事由は、次のとおりとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと法第三十一条第一項の規定による指定をした者が認めるとき。
- 二 偽りその他不正の手段により法第三十一条第一項の規定による指定を受けたとき。
- 三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条の規定による文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の求めに対して報告をせず、

一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。

二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。

三 学芸員に相当する職員がいること。

四・五 「同上」

「項を加える。」

21 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（以下「指定施設」という。）が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあっては当該独立行政法人の長が設置する施設にあっては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあっては当該施設の長（大学に附属する施設にあっては当該大学の長）が、その他の施設にあっては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあっては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

22 削除

23 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第二十条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

（指定の取消）

24 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認めるときは、又は虚偽の申請に基づいて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

- 「号を加える。」
- 「号を加える。」
- 「号を加える。」

又は虚偽の報告をしたとき。

「章を削る。」

第五章 雑則

25 学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者

26 学士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者

二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者

「短期大学の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者」

27 第五号第二号及び第九号第三号ロに規定する大学に一年以上在学し、六十二単位以上を修得した者に、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者

二 学校教育法施行規則第二百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者

（修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

28 第九号第一号に規定する修士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者

二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者

（専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

29 第九号第一号に規定する専門職学位を有する者には、外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第一号様式及び別記第三号様式から別記第九号様式までを次のように改める。

## 第 39 号議案

## 茨城県県立学校職員服務規程等の一部を改正する訓令

(茨城県県立学校職員服務規程の一部改正)

第 1 条 茨城県県立学校職員服務規程(昭和 41 年茨城県教育委員会訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(勤務時間)

第 10 条の 2 職員の勤務時間は、1 日につき 7 時間 45 分とし、勤務開始時間及び勤務終了時間は校長が決定する。ただし、その間において 45 分又は 60 分の休憩時間を置くものとし、休憩開始時間及び休憩時間は校長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、別に定めるところにより、同項に基づき校長が決定した勤務開始時間及び勤務終了時間と異なる 1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を承認し、又は同項ただし書に基づき校長が決定した休憩開始時間と異なる休憩開始時間を承認することができる。

3 第 1 項ただし書及び前項の規定にかかわらず、休憩時間を一斉に与えない場合においては、勤務時間の途中において校長が定める時間から 45 分又は 60 分の休憩時間を置く。

4 非常勤職員の勤務時間については、校長が 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内において別に定めるものとする。

5 特別の形態によつて勤務する職員の勤務時間は、別に定める。

第 11 条第 1 項中「職員」の次に「(勤怠管理支援システム(職員の服務、福利厚生等に係る情報の処理及び管理を行うための情報処理システムをいう。以下同じ。))を利用することができる職員を除く。)」を、「押印し」の次に「, 所定の事項を記入し」を、同条第 2 項中「毎日出勤表」の次に「又は勤怠管理支援システムにより、職員の出勤の状況」を加え、「, 整理のうえ、保管し」を削る。

第 13 条中第 3 項を第 6 項とし、第 2 項の次に次の 3 項を加える。

3 勤怠管理支援システムを利用することができる職員は、欠勤するとき、又は欠勤したときは、前項の規定にかかわらず、勤怠管理支援システムにより校長に届け出なければならない。

4 校長は、職員が前 2 項に定める手続をとらないで欠勤したときは、当該職員に代わつて前 2 項に定める手続をとらなければならない。

5 校長は、欠勤した職員があつた場合は、翌月 5 日までに欠勤報告書(様式第 8 号の 1)により報告しなければならない。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(時間外勤務等)

第 15 条の 2 時間外勤務命令者が、職員(教員を除く。)に時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務を命ずる場合は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿(様式第 16 号)により行うものとする。

2 時間外勤務命令者が、勤怠管理支援システムを利用することができる職員に時間外勤務、休

日勤務又は夜間勤務を命ずる場合は、前項の規定にかかわらず、勤怠管理支援システムにより行うものとする。

第 21 条の見出し中「届け出」を「届出」に改め、同条中「年次休暇請求の手続をとり、又は休暇（年次休暇を除く。）の承認を受ける際、休暇カードの備考欄又は事由欄にその旨を記載した場合」を「休暇（年次休暇を除く。）の承認又は年次休暇請求の手続をとる際、休暇カードの備考欄又は事由欄にその旨を記載した場合（勤怠管理支援システムを利用することができる職員にあつては、勤怠管理支援システムにより休暇（年次休暇を除く。）の承認又は年次休暇請求の手続をとる際、その旨を記録した場合）」に改める。

第 22 条の 2 中「っ」を「つ」に改める。

第 23 条第 1 項中「得よう」を「受けよう」に改め、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 勤怠管理支援システムを利用することができる職員は、職務専念義務免除について承認の手続をしようとする場合は、前 3 項の規定にかかわらず、勤怠管理支援システムによるものとする。

様式第 15 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 16 号 (第 15 条の 2 第 1 項関係)  
(表 面)

時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿

命 令 権 者	直 接 監 督 責 任 者	勤 務 者	勤 務 月 日 (曜 日)	勤 務 日 の 種 類	勤務の内容 ※ 勤務の内容は、具体的に記載すること。		補職名		給料表級号給 職 級 号給					氏 名								
							勤務予定時間	事後確認	勤務時間の区分										休日勤務		夜間勤務	
									時間外勤務					時間外 勤務 累 計	休日 勤務	夜間 勤務						
									月 60 時間以内								月 60 時間超過					
									勤務日		週休日		同一週 外への 週休日 の振替				勤務日		週休日		同一週 外への 週休日 の振替	
深夜以外	深夜	深夜以外	深夜	深夜以外	深夜	深夜以外	深夜															
<u>125</u> 100	<u>150</u> 100	<u>135</u> 100	<u>160</u> 100	<u>25</u> 100	<u>150</u> 100	<u>175</u> 100	<u>150</u> 100	<u>175</u> 100	<u>50</u> 100	時間外 勤務 累 計	休日 勤務	夜間 勤務										
時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分				時間分	時間分								
				要週休	区分		時 分 時 分		時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				
				要週休			. ~ .		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.				



(裏面)

				要週休	区分	時分	時分	時間分		時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
				要週休		・	～	・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
				要週休		・	～	・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
				要週休		・	～	・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
				要週休		・	～	・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
				要週休		・	～	・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
				要週休		・	～	・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
月分勤務命令時間合計						時短推進員		・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
								①		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	

支給割合別時間数 (時間外勤務手当)	支給割合	125/100	135/100	150/100	160/100	175/100	25/100	50/100
	手当支給時間数	①	③	②+⑥+⑧	④	⑦+⑨	⑤	⑩
		・	・	・	・	・	・	・

時間外勤務代休時間の命令可能時間数	換算率	25/100	15/100
	(計算式)	(⑥+⑦+⑩) × 25/100	(⑧+⑨) × 15/100
	命令可能時間数	時間	時間

(記載上の注意)

- 勤務者は、勤務の内容欄及び勤務予定時間欄に記載し、時間外勤務等の事前に直接監督責任者に提出すること。  
 なお、勤務の内容欄には、業務の内容を具体的に記載し、区分は次の事由による番号を記載すること。  
 「1」…毎年度、定期的に発生するもの 「2」…臨時的・突発的な事由に基づくもの(事件事故、災害等) 「3」…人事上の事由に基づくもの(グループ内職員の療休、育休の発生等)  
 「4」…業務不慣れによるもの 「5」…来庁者・相談者等の対応によるもの 「6」…その他の事由によるもの(各所属において時間外勤務が必要と判断されるもの)
- 直接監督責任者は、勤務者から提出された勤務内容及び勤務予定時間について、当該勤務者から聴取をし、必要性を判断の上、必要があると認める場合には、命令権者に回議すること。
- 命令権者は、回議を受けた勤務内容及び勤務予定時間を確認し、必要性を判断の上、必要があると認める場合には、勤務命令時間欄に記載し、勤務者に命令すること。  
 また、勤務日の種類欄中「要」は要勤務日を、「週」は週休日を、「休」は休日(交代制等勤務職員にあつては、休日手当の支給対象日)を示し、それぞれ該当する勤務を命令した日の種類を○で囲むこと。
- 命令権者が不在等の場合
  - 勤務者は、勤務後速やかに勤務の内容欄及び勤務予定時間欄に朱書により記載し、直接監督責任者に提出すること。
  - 直接監督責任者は、勤務者から提出された勤務内容及び勤務予定時間を精査・確認し、命令権者に回議すること。
  - 命令権者は、回議を受けた勤務内容及び勤務予定時間を確認し、勤務命令時間欄に朱書により記載すること。
- 時間外勤務等を行った翌日の確認
  - 実勤務時間が勤務命令時間と同一の場合  
 直接監督責任者は、事後に確認の上、命令権者に報告すること。
  - 実勤務時間が勤務命令時間と異なった場合  
 ア 勤務者は、変更に係る勤務命令の項の次の項の勤務の内容欄に勤務時間を変更した理由を、勤務予定時間欄に実勤務時間をそれぞれ朱書により記載し、直接監督責任者に提出すること。

(茨城県県立学校処務規程の一部改正)

第2条 茨城県県立学校処務規程(昭和43年茨城県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「決裁」の次に「(茨城県教育委員会教育長事務委任規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第7号), 茨城県教育庁等事務専決規程(茨城県教育委員会訓令第8号), 第4条, 第5条, 第7条及び第8条の規定により, 事案の処理について最終的に決定する権限を有する者(以下「決裁権者」という。)が当該事案について意思決定を行うことをいう。以下同じ。)」を加える。

第17条中「次条」を「第18条」に改め、第17条の次に次の1条を加える。

(電子文書の処理)

第17条の2 電子文書(文書のうち, 電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の受信は, 電気通信回線を利用して行うものとする。

2 文書取扱主任は, 前項の規定により受信した電子文書について, 直ちにこれを開封するものとする。

3 文書取扱主任は, 前項の規定により開封した電子文書をワークフローシステム(文書の起案, 決裁, 保存その他の文書の管理を行うための情報処理システムをいう。以下同じ。)により, 校長, 副校長, 教頭及び分校主任の閲覧に供するものとする。

4 前3項に定めるもののほか, 電子文書の処理については, 前条第1項の規定の例によるものとする。

第21条を次のように改める。

(事案の処理)

第21条 事案の処理は, ワークフローシステムに処理案を記録し, 決裁を経ることによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず, 次の各号に掲げる場合は, 当該各号に定める方法により行うことができる。この場合においては, 必要に応じ, 決裁を経た後, 速やかにその旨をワークフローシステムに記録することができる。

- (1) ワークフローシステムによる処理が困難である場合又はワークフローシステムで決裁を経ることが不適當な文書がある場合 起案用紙(様式第4号)又はワークフローシステムから用紙に出力した起案様式により決裁を経る方法
- (2) 電子計算機による業務処理システムにより処理を行う場合 当該業務処理システムに記録し, 又は当該業務処理システムから用紙に出力した起案様式により決裁を経る方法
- (3) 起案の様式が別に定められている場合 定められた様式により決裁を経る方法
- (4) 軽易な回答等である場合 当該照会文書等(電子文書を除く。)の余白に朱書すること等により決裁を経る方法(必要に応じ, 開示・不開示の区分印(別表第5第3号)を押印し, 所定の事項を記入すること。)

付 則

この訓令は, 公布の日から施行する。

令和5年3月24日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

(提案理由)

教職員の新しい仕事の仕方・働き方改革を推進するに当たり、自宅においても仕事ができるよう、テレワークシステムを整備し、併せて勤怠管理支援システム及びワークフローシステムを新たに導入することから、勤務管理及び文書管理などについて所要の改正を行うもの。